

策定までの経過

- 都では、平成10年5月に「災害時における薬剤師班活動マニュアル」を策定（平成26年9月改定）
- 平成28年2月に東京都地域防災計画に基づき、災害医療体制の概要や各機関の役割について記載した「災害時医療救護活動ガイドライン」（平成30年3月改定）を策定
- 「災害時医療救護活動ガイドライン」の中から、災害医療コーディネーターの機能、関係機関の連携体制など薬剤師班の活動に必要なものを盛り込み、今般、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を策定
- これに伴い、「災害時における薬剤師班活動マニュアル」は廃止

策定の前提

- 「災害時薬剤師班活動ガイドライン」は、「災害時医療救護活動ガイドライン」に即して、災害時における薬剤師班の活動方針を示すことを目的とする。
- 薬事関係者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能・医薬品等供給機能に復旧するまでの期間に適応する。
- 区市町村における薬剤師班活動の標準的取扱いを記載するが、各区市町村が定める地域防災計画を優先する。
- 東日本大震災以降の大規模災害の状況や総合防災訓練での検証結果を踏まえ、医療救護所に設置する調剤所のレイアウト、薬剤師のトリアージタグ記載方法、災害用処方せん・薬袋の様式等について検討を行う。

検討方法

- 以下の関係機関の代表者で構成される検討委員会を設置し、内容について検討

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ● 東京都医師会(1) | ● 東京都薬剤師会(1) |
| ● 東京都病院薬剤師会(1) | ● 東京医薬品卸業協会(1) |
| ● 日本チェーン・ドラッグストア協会(1) | ● 日本保険薬局協会(1) |
| ● 行政(3) | |

かっこ内の数字は委員の人数

ガイドライン概要

第1章 東京都の災害医療体制概要

- 都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要
- 薬剤師班の分類、派遣、活動
- 医療救護所の分類、フェーズ毎の医療救護所の体制
- 医薬品等供給体制、備蓄、卸の対応（災害拠点病院への優先供給について記載）

第2章 薬剤師班の具体的活動内容

- 医療救護所での調剤・服薬指導、トリアージの協力
- 避難所における巡回、公衆衛生活動
- 医薬品等の供給業務

第3章 参考資料・様式

- 区市町村と協定を締結している医薬品卸一覧
- 都内薬剤師会事務所一覧
- 災害用処方せん、災害用薬袋等様式

第4章 災害薬事関連通知・事務連絡

- 熊本地震、西日本豪雨等で発出された通知・事務連絡